第２８回名取市農業委員会総会議事録

１．日　　時　　令和８年８月２７日（木）
　　開　　会　　午後２時００分
　　閉　　会　　午後２時５６分
２．場　　所　　名取市役所６階第１会議室
３．提出議案
　議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について
　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について
４．報告事項
　報告事項
　（１）農地法第４条の規定による届出について
　（２）農地法施行規則第２９条第１号に係る農地転用届出について
　（３）農地賃貸借権解約について
　（４）非農地証明願出について

５．出席委員（２９人）
　会　　長　１５番 引地　長一
　農業委員　１番　板橋　英昭　　２番　入間川　康弘　　３番　松浦　朋子
　　４番　大友　政基　　５番　遠藤　勝典　　６番　昆布谷　功治
　　７番　佐伯　美和　　８番　渡邉　正明　　９番　阿部　芳昭
　　１０番　相澤　喜美　　１１番　松浦　岩男　　１２番　入間川　昭一
　　１３番　佐藤　勝浩　　１４番　大内　繁徳

　推進委員　１番　大内　伸一　　２番　山路　康則　　３番　菅野　弘一
　　４番　齋　　重昭　　５番　長田　　満　　６番　渡邊　定信
　　７番　墨繪　広之　　８番　引地　恒裕　　９番　武田　由美子
　　１０番　浅井　照久　　１１番　松浦　正博　　１２番　松浦　　崇
　　１４番　相澤　早苗　　１５番　川村　吉則
　欠席推進委員　　１３番　西山　　剛
６．事務局出席職員
　事務局長 仙石　明光　　事務局長補佐　渡邊　広美　主幹　渡邉　恭子
７．会議の内容　　別紙議事録のとおり

第２８回名取市農業委員会総会議事録

【開　　会】

午後２時００分、ただいまから名取市農業委員会第２８回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員１５名、農地利用最適化推進委員１４名、計２９名出席です。よって名取市農業委員会会議規則第８条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修　　礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第７条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の２名を議事録署名委員に指名をした。

３番　松浦　朋子　　４番　大友　政基

◎議事の概要

《議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。相澤喜美代表委員、説明をお願いします。

○ ３班代表委員（相澤喜美委員）

第３班代表委員の相澤喜美です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第１号についてですが、番号１から８までございますが、これは同一の事業でございまして、それぞれ貸付人は別に８件にまたがっておりますが、借受人、転用目的、事業の概要につきましては同一でございますので、最後にまとめて説明させていただきます。農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和８年８月２７日提出。

番号１、大字、字、地番、閖上字川前上２５番、地目は登記現況ともに畑、登記面積は３６０㎡。転用目的は仮設道路及び資材置場、一時転用ということになります。貸付人、借受人は総会資料のとおりです。

番号２、大字、字、地番、閖上字川前上２６番、地目は登記現況ともに畑。登記面積は３５７㎡。

番号３、大字、字、地番、閖上字川前上４６番１、地目は登記現況ともに畑。登記面積は８５㎡。閖上字川前上４６番２、地目は登記現況ともに畑。登記面積は１３㎡。合計９８㎡。

番号４、大字、字、地番、閖上字川前上４７番１、地目は登記現況ともに畑。登記面積は２４７㎡。

番号５、大字、字、地番、閖上字川前上５４番１、地目は登記現況ともに畑。登記面積は３４７㎡。

番号６、大字、字、地番、閖上字川前上５５番、地目は登記現況ともに畑。登記面積は６１８㎡。

番号７、大字、字、地番、閖上字川前上６番、地目は登記現況ともに畑。登記面積は９２５㎡。閖上字川前上５２番１、地目は登記現況ともに畑。登記面積は３８０㎡。閖上字川前上５３番１、地目は登記現況ともに畑。登記面積は２５１㎡。合計１，５５６㎡。

番号８、大字、字、地番、閖上字川前上６４番２、地目は登記現況ともに畑。登記面積は４８５㎡です。転用の目的につきましては、仮設道路及び資材置場の一時転用となります。開発許可はすべて否、転用目的に係る事業又は施設の概要ということで、これは賃借権設定によりまして、令和８年１０月１日より令和９年３月２６日、賃料はすべて１㎡当たり２８２円ということになります。それぞれ面積をかけまして、合計で合計賃料が１，１４７，１７６円いうことになります。これは閖上地区上流堤防浸透対策工事に伴う仮設道路及び資材置場です。

この件すべてにつきまして、８月２４日の担任委員会で現地調査を行いまして、借受人より実情を聴取いたしました。

位置図、公図につきましては、議案書の４ページから１２ページになります。審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の１ページから９ページをご覧ください。そして２ページに工事の平面図が載ってございます。担任委員会の資料を見ていただきたいのですが、申請地につきましては、閖上太子堂の猿猴沼、名取川堤防を隔てて北東から東側ということになります。農業振興地域外、第２種農地となります。

借受人につきましては、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長から名取川閖上地区上流堤防浸透対策工事を請負っておりまして、施工を進めるにあたって、仮設の道路、それから車両の回転するエリア、そしてまた資材置場が必要となりまして、この申請地を一時転用ということで申請の提出がなされております。担任委員会資料の２ページ目の平面図を見ていただきたいのですが、下の部分が堤防の内側の部分になります。ここに名取川から猿猴沼方向に、地下水の浸透がありますので、その浸透を防ぐための対策工事ということでありまして、真ん中の黒い部分、堤防の下内側、ここに矢板幅９０ｃｍ、長さ１７ｍの矢板を３６０枚程打ちつけまして、地下水の浸透を防ぐという工事であります。今回の申請地につきましては、この工事に伴う必要とする車

両の回転とか資材置場ということですが、３９０ｍほどの工事区間になりまして、それぞれの申請地でパターンは異なりますけれども、盛土をする部分、それから鉄板敷きにして利用する部分、資材の仮置場にする部分というようなことになりますが、いずれも土木シートを敷いて実施するということで、盛土については概ね1m以下です。

それから、雨水は自然浸透、それから汚水排水は発生しないということになります。また農業用用排水路における取水排水はないということであります。土砂の流出など周辺農地への影響は発生しないと考えます。万が一、周辺農地に被害が生じた場合は適切に対処し、責任を負うこととしております。今回の申請中８件１１筆でこの工事の必要面積を満たしているとの判断の申請ということでありました。以上、議案第１号につきまして申請内容に問題はないものと考えております。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第１号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。１番は公共工事のための一時転用であり、盛土は１ｍ以下、若しくは敷鉄板を設置し、雨水は自然浸透し、汚水排水は発生しません。また、農業用用排水路における取水排水はありません。土砂流出も発生しないものと考えます。なお、万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処し、責任を負うこととしております。第１号議案につきまして周辺農地への影響が少ないために、申請内容に問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第１号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決に移りたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

はい、ありがとうございました。それでは採決いたします。議案第１号について、原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第１号は原案の通り決定といたします。次に、議案第２号に入る前に、議案と関連がありますので、大内伸一推進委員は、退席願います。

（大内　伸一推進委員退室）

《議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第２号、「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。相澤喜美代表委員説明をお願いいたします。

○ ３班代表委員（相澤喜美委員）

議案第２号農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和８年８月２７日提出。

番号１、大字、字、地番、高舘川上字中薬師２７番１、地目、登記現況ともに畑、登記面積３８０㎡、高舘川上字中薬師２７番１３、地目、登記現況ともに田、登記面積は１，１４９㎡、高舘川上字中薬師２９番１、地目、登記現況ともに畑、登記面積は６４８㎡、合計２，１７７㎡です。権利種別は売買。譲渡人及び譲受人は総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は３７ａ、世帯員２人、労力人２人、１０ａあたり４５９，３４７円で総額１，０００，０００円です。こちらは譲渡人の規模縮小ならびに譲受人の規模拡大を図るための売買ということになります。譲受人につきましては令和６年１２月の第８回総会において、今回と同じ譲渡人から農地を取得して新規就農をされております。前回取得した農地につきましては、農地パトロールにおいて適切に管理されているとの報告を受けている内容となります。場所等の資料は出ておりませんけれども、樽水ダムの西側、増田川上流、県道名取村田線を挟んだ北側というのが今回の申請地であります。

番号２です。大字、字、地番、下余田字中荷１４６番、地目、登記現況ともに畑登記面積１４７㎡、権利種別は売買。譲渡人及び譲受人は総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は２５８ａ、世帯員９人、労力人３人、１０ａあたり３００，０００円で総額４４，１００円です。これにつきましては、番号３とも関連し、同じ地番の枝番で隣接地となりますので、番号３もあわせて読み上げます。大字、地番、下余田字中荷１４６番３、地目、登記現況ともに畑、登記面積７４㎡。権利種別は売買。譲渡人及び譲受人は総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は２５８ａ、世帯員９人、労力人３人、１０ａあたり３００，０００円で総額２２，２００円です。これにつきましては、譲受人の規模拡大を図るための売買ということで、枝豆を主力に再栽培しておりまして、今回の農地の南側を所有しており、その隣接地の売買ということでの申請であります。

番号４です。大字、字、地番、高舘熊野堂字中沢前４番、地目、登記現況ともに田。登記面積５６７㎡。高舘熊野堂字中沢前１３番、地目、登記現況とも田。登記面積４２㎡、高舘熊野堂字中沢前１５番１、地目、登記現況とも田。登記面積２，１５９㎡、高舘熊野堂字中沢後５０番１、地目、登記現況ともに田。登記面積３，１３８㎡、合計５，９０６㎡。権利種別は贈与。譲渡人及び譲受人は総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は３３５ａ、世帯員２人、労力人２人。こちらは当事

者の合意による贈与ということになりますが、譲渡人につきましては、今後、離農するという形での申請であり、譲受人については規模拡大を図るとことで、譲受人は、譲渡人の一部農地を耕作していたという関係もありまして、両者合意の上の無償での贈与であります。以上ですが、担任委員会の資料の１０ページの農地法第３条の判断基準を満たしており、いずれも適切に管理されております。以上のことから、許可について問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第２号について、担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

１番から３番につきましては、経営規模拡大による売買です。４番につきましては、認定農業者への贈与です。議案第２号の許可について、農地法第３条の判断基準を満たしていることから、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第２号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

○ １４番委員（大内繁徳代理）

番号１の売買ですけれども、譲受人の経営面積が３７ａあるということで、その規模拡大ということですけれども、平成６年１２月に取得した時には面積も小さいということで、農機具等を譲渡人から借りるとの話で許可されたと思うのですが、今回、登記面積が２反歩以上ということで面積がかなり多いと思いますが、機械などは買うのか借りるのか、そのあたりどうなっているのですか。

○ ３班代表委員（相澤喜美委員）

あくまでも申請する書類上になりますけれども、これまで譲渡人からの借用ということでありますが、今回の計画ということで、もう１台トラクターを購入したいというような申請書類の内容になっています。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

現在は小作の方はどのように管理しているのですか。

○ ３班代表委員（相澤喜美委員）

申請書類と航空写真による判断ということだったので、実際の状況につきましては先ほど報告しましたように、農地パトロールの結果で管理はきちんとされています、という報告を受けているという内容です。

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。

○ １４番委員（大内繁徳代理）

今の件ですけれども農機具も購入するということでよろしいのですが、面積が多いので、今まで農家してきた人と家庭菜園をしてきた人の管理の仕方とかもあるので、なお今後の農地パトロールで地元の方はまわってみて報告していただければと

思います。

○ 事務局（仙石事務局長）

入間川康弘委員が担任委員会の際に、現場を確認していただきたいという要望をされて、現場を確認されているので状況を口頭でご説明いただければと思います。

○ ２番委員（入間川康弘委員）

先日の担任委員会でこの案件がでまして、実際に現場に参りました。適切に管理されており、作物の多少植え付けもされている状態で、今回求める土地も荒れている土地ではないので、完全に管理された状態の土地でありました。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい、ありがとうございました。他にございませんか。

○ １２番委員（入間川昭一委員）

この譲渡人はこの他にこの中薬師にまだ農地があるか、値段もこの辺りの土地ではびっくりするような価格ではありますので。

○ 事務局（仙石事務局長）

譲渡人につきましては、現在のところ１１筆程所有されております。今回その内３筆、譲り渡すということです。そういう状況ですが、中薬師に所有しているものは２筆その他については小佐治、五反田、乗馬というところにお持ちのようなので樽水上流ということになると中薬師の２筆だけ残るという状況であります。

○ １２番委員（入間川昭一委員）

分かりましたが、今後またこの薬師に残っている分について、この譲渡人が高齢で、なかなか樽水まで行くのも大変ということで、住宅も何年か前にこちらに移転しておられております。今後この薬師に残された土地も、いつかは譲受人の方に渡るのかなと思っております。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい、ありがとうございました。他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決に移りたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

はい、ありがとうございました。それでは採決いたします。議案第２号について、原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第２号は原案の通り決定といたします。ここで大内伸一推進委員は着座をお願いします。

（大内　伸一推進委員入出）

《報告事項（１）農地法第４条の規定による届出について》
《報告事項（２）農地法施行規則第２９条第１号に係る農地転用届出について》
《報告事項（３）農地賃貸借権解約について》
《報告事項（４）非農地証明願出について》

○ 議長（引地長一会長）
次に、報告事項（１）農地法第４条の規定による届出について、（２）農地法施行規則第２９条第１号に係る農地転用届出について、（３）農地賃貸借権解約について、（４）非農地証明願出についてを議題といたします。事務局、説明願います。

○ 事務局（渡邉主幹）
別紙議案書により報告事項（１）から（４）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）
ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）
「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（４）について、承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）
それでは、その他に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局（仙石事務局長）
〔８月の農業委員会行事日程について説明した。〕
〔７月の農家及び苦情等相談について報告した。〕

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）
〔任期満了に伴う農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について説明した。〕

○ 議長（引地長一会長）
その他ありませんか。
無いようですので、これをもちまして第２８回農業委員会総会の一切を終了といたします。

【閉　　会】
午後２時５６分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修　　礼】

名取市農業委員会会議規則第２３条第２項の規定により署名する。

令和８年８月２７日

名取市農業委員会
議　　長　引地長一

署名委員３番　松浦朋子

署名委員４番　大友幹彦